

令和2年4定 予算特別委員会(総合政策部所管) 開催状況

開催年月日 令和2年12月8日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 担当部課 総合政策部情報統計局情報政策課
 // 地域行政局行政連携課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 地方自治体のデジタル化について</p> <p>(一)自治体クラウドで扱うデータについて 自治体クラウドが行われますけれども、自治体クラウドでは、どのようなデータを扱うことになりますか、またそこには、住民基本台帳データや税務データも含まれることになるのか伺います。</p> <p>(二)今後の自治体クラウド化及びデータの標準化について クラウドで行うということですが、複数の自治体データを一括して統一されたシステムの下に収集・管理・運営するという点もあるんですか、市町村毎に違うデータ形式の標準化を行うことになりますか、伺います。</p> <p>(三)個人情報保護について デジタル化で最も懸念されるのが、個人情報の保護についてであります。この点については、どうお考えになりますか。</p> <p>【 指摘 】 税務データは、収入もそうですが、家族構成、あるいは障害の有無など、個人情報に深く関わっているものであります。それが住民基本台帳データとひも付けされることについては、大変な不安を覚えるものであります。また、データの標準化を行って一括管理をするということは、各自治体の個人情報保護条例を阻害したり、有名無実化する懸念があり、デジタル化を進めるには個人情報保護を大前提とすべきであるという点について、あらためて指摘をさせていただきます。</p>	<p>【 榎ICT推進担当課長 】 データの内容についてでございますが、現在、国が進めております自治体の情報システムの共通化・クラウド化は、自治体が個別に構築している情報システムのうち、国民生活に直接関係する事務に係るものにつきまして標準仕様を策定した上で、共通化・クラウド化するものでございまして、国では、住民基本台帳や住民税、健康保険などの17の事務に係るシステムを対象といたしまして、2025年度までに共通化・クラウド化を進める方向で検討されているものと承知をしております。</p> <p>【 榎ICT推進担当課長 】 データの取扱いについてでございますが、国では、標準仕様に準拠した情報システムをクラウド上に構築いたしまして、全国の自治体が共同で利用するといった方針を示しているところでございますが、クラウド上で提供するシステムの数、あるいはその管理・運営方法につきましては、今後検討を進めるとしております。 また、システムの標準化に伴う市町村毎のデータ形式の取扱いにつきましては、具体的に示されていない状況でございます。</p> <p>【 千葉情報統計局長 】 個人情報の保護についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大への対応などにおきまして、行政のデジタル化の遅れが全国的な課題として顕在化する中、国におきましては、デジタル庁の設置とともに自治体情報システムの共通化・クラウド化、行政手続きのオンライン化など、様々な取組を加速しておりますが、このような行政のデジタル化を推進する上では、個人情報の漏洩防止やサイバー攻撃などに対応するための情報セキュリティ対策の強化が、極めて重要であると認識しております。 こうした中、現在、国におきましては地方公共団体の情報システムに係るセキュリティに関する指針の策定に向けた検討が進められているところでありまして、道といたしましては、こうした国の動向を注視しながら市町村とも連携し、国に対し、必要に応じ要望を行うなど、適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四)スーパーシティの実質的な担い手について 次にスーパーシティについて質問を行います。 スーパーシティで、物流、金融、医療など、個別のサービスは、主に民間企業が担って、それぞれの情報は、「データ連携基盤整備事業」を通じて共有されることとなります。スーパーシティの実質的な担い手は、民間企業になると考えても良いものか認識を伺います。</p> <p>(五)個人情報提供の合意について 只今、自治体や住民、民間事業者、国が一体となって担っていくということですが、サービス提供の中心となるのは、民間事業者であると考えられます。 個人の金融、医療、福祉、教育など、様々な情報を連携して提供されるということになります。 個人情報に民間企業に提供されることになるため、本人の同意が必要となると考えますが、この点はいかがですか。</p> <p>(六)合意のとり方について 本人の同意を得ないで、情報を提供してはならないものというふうにありましたが、それでは、その場合の合意のとり方なんです、一人一人、それぞれから合意を得るのか。それとも町全体として、一括して合意を得たとするやり方なのか。一括するやり方だと、不同意とされる方が個別に現れると思うんですけれども、合意のとり方は、どう想定しているのか、伺います。</p> <p>基本構想の作成に当たっては、議会の議決なども含めて、様々なやり方があるけれども、構想の国への提出に当たっては、住民投票で確認することが基本だということでありました。大変な、住民投票をやるということになると、まず、区域の住民を確定すると、その場合、有権者になるのか、それ以外も含めるのかと、それから手続きについて、投票について、全て確認しなくてはならないということになりますけれども、果たして、現実的にどうなるのかということも、今後の課題になると思いますけれども。</p> <p><u>自治体、デジタル化、それから、今のスーパーシティの質問も含めて、明確にならないこともありますので、知事に直接伺いたいと思います。委員長の取り計らいをお願いします。</u></p>	<p>【 厂原行政連携課長 】 スーパーシティ構想についてであります、本構想は、AIやビッグデータなど先端技術を活用し、規制改革を必要とするような複数のサービスを実装することにより、未来の暮らしを前倒しで、実現することを目指し、国が進めようとしている事業でございます。 今後、国におきまして「スーパーシティ構想」の公募が行われることとなりますが、公募に手を挙げる自治体自身が、連携する事業者等を選定するとともに、関係住民の意向の把握を行いながら、地域課題の解決やサービスの向上につながる具体的な内容を検討することとされており、自治体や住民、民間事業者、国が一体となって担っていくものと承知をしております。</p> <p>【 厂原行政連携課長 】 個人情報の取扱いについてであります、スーパーシティ構想では、複数の主体が持つデータを収集・整理し、データ連携基盤を介して、異なるサービス事業者間においてデータが連携、共有されることが想定されているところでございます。 住民等の個人情報を扱う場合、関係する事業者には、個人情報保護関連の法令遵守をこれまで同様、強く求めることとされており、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないものと承知をしております。</p> <p>【 田中地域行政局長 】 住民合意などについてであります、国が定めました国家戦略特別区域基本方針におきまして、スーパーシティ区域の指定基準といたしまして、「区域指定応募前の住民等の意向の把握」や「住民等の個人情報の適切な取扱い」が示されているところでございます。 また、スーパーシティ区域に指定された場合、基本構想の作成に当たりましては、住民等の意向を踏まえなければならないとされておりまして、関係協議会や議会の議決、住民の投票などから適切な方法を選択し、その意向を反映するとされておりまして、 更に、基本構想の国への提出に当たりましては、住民を対象といたしました投票によりまして、その意向を確認することを基本としつつ、必要に応じ、追加的な意向確認の手続きを実施するとされているところでございます。</p>